

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

大磯町火災予防条例（昭和37年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第45条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

平成26年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄